

アーバンみらい東大宮プライムキッズガーデン保育所

重要事項説明書

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 聖陵会
事業者の所在地	〒337-0002 さいたま市見沼区春野2-5-1
事業者の連絡先	048(682)7700
代表者氏名	理事長 吉村一義

(2) 施設の概要

種別	保育所							
名称	アーバンみらい東大宮プライムキッズガーデン保育所							
所在地	〒337-0002 さいたま市見沼区春野2-5-1							
連絡先	(電話番号) 048(682)7700 (FAX番号) 048(682)7702							
施設長氏名	園長 大和田明子							
開設年月日	平成18年4月1日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	8人	16人	21人	25人	25人	25人	120人
当園の基本理念・方針	<p><理念> 児童福祉法に基づき「保育に欠ける乳幼児を保育する」ことを目的とし、教育と養護が一体となった保育を実践します。保護者のプライバシーを保護しニーズを受け止め、保護者や地域社会と協力し、福祉の増進・家族援助を行います。</p> <p><保育方針> 子どもや家庭に対しわけへだてなく保育を行い、人権を尊重しプライバシーを保護する。①ひとり一人の子どもが心身ともに健降・安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、心身の調和的発達を図る。②保護者の協力の下、家庭養育の補完を行う。③保育に関する要望や意見、相談に際し真摯に傾聴し、わかりやすく説明をしてより良い保育の為に努力する。</p>							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2700.94㎡
	園庭	855㎡
園舎	構造	鉄骨造 地上2階
	延べ	970.52㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	0歳児(すくすくひよこ)
保育室	5室	
医務室	1室	
遊戯室	1室	
給食室	1室	
一時保育室	1室	
子育て支援室	1室	

(5) 職員体制(令和 2年 4月 1日 現在)

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1人	1人	人	
主任保育士	2人	2人	人	
保育士	19人	11人	8人	
看護師	1人	人	1人	

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝： なし 夕： 18時～20時
	保育短時間	朝： 7時～ 8時30分 夕： 16時30分～20時
開所時間	月～金曜日	午前 7時～午後 8時
	土曜日	午前 7時～午後 6時
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

(7) 利用料等（別添1）

(8) 提供する特定教育・保育の内容

当園は保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示117号)を踏まえ以下の保育、その他の便宜の提供を行います。

- 1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供。上記(6)に記載する時間において保育を提供します。
- 2) 年齢に応じた食事を提供します。献立表を毎月配布します。
- 3) 年齢に応じた遠足等の特別な保育をすることがあります。

(9) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

利用者の決定	市が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	入園のしおりに記載

(10) 協力医院

医療機関の名称	春野クリニック
医院長名	藤岡 悟
所在地	さいたま市見沼区深作3-40-5
電話番号	048(680)1122

(11) 協力歯科医

医療機関の名称	埼玉県中央病院
医院長名	吉村 一義
所在地	桶川市坂田 1726
電話番号	048(776)0022

(12) 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

(13) 災害時における臨時休園

災害時等（特措法上の感染症蔓延時、台風や豪雨等の自然災害発生など）
平常時の保育を継続できない状態において、園児・保護者・職員の安全を守る
ため、保育所の開所・臨時休園等の対応につき、さいたま市策定のガイドライン
に基づき対応します。（別添2）

(14) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任 小林 好	070-6562-6655
相談・苦情解決責任者	園長 大和田 明子	070-6562-6382
第三者委員	石渡 豊	埼玉県議会議員 090-3060-5137
	中込 一洋	司総合法律事務所 03(6206)4700

【要望・苦情等への対応方法】

随時受付。目安箱の設置。保育アプリ「キッズリー」個別連絡、LINEの利用。可能な限り、ご意見・ご要望にお応えいたしたく、保育サービスの向上に努め、質の高い保育を目指します。

(15) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設・生産物・火災・役員
保険の内容	賠償保険
保険金額	

(16) 個人情報の取り扱い

入園のしおりに記載の通り。

(別添1)

利用者負担(月額保育料)	市が定める利用者負担(保育料)		
試食会給食費	1食	250円	
実費徴収	主食代(2号認定に係る幼児) 副食費	月額 2000円 月額 4500円	
	布団乾燥(希望者のみ)	1枚 200円	
	カラー帽子	515円	
	ピアノカ YAMAHA	5,760円	
	SUZUKI	5,730円	
	お道具箱(希望者のみ)	1500円	
	Tシャツ(希望者のみ)	1500円前後	
	オムツ(ベビージョブ直接契約)	2280円/月	乳児
延長保育料	短時間 8時30分以前 16時30分以降	15分 100円	
	標準時間 18時以降	1時間 400円	月額 4000円
		2時間 600円	月額 6000円
	20時超過料金	1200円	

お子さまをお預かりする上でもっとも大切な点

『保育所保育指針』は「基本原則」の中で、「(保育所は子どもの)健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。」と定めています。そして、「家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。」とも述べています。

「子どもの最善の利益」を大切な基本とし、私どもプライムキッズガーデン保育所が大事なお子様をお預かりする上では、園と保護者様の間に長期にわたる信頼関係を構築していくことが前提となります。つきましては、集団の中でお子様をお預かりする基本として、以下の点をご理解ください。

1) 園は子どもたちがそれぞれにかかわりあいながら、さまざまなことを試し、興味を広げ、育っていく場所です。活動に伴うケガ（顔や歯、目のケガ、骨折等も含む）、かかわりあいに伴うかみつみやひっかき、ケンカなどは起こります。子ども1人に保育士1人がついていない状況ではありませんので、ケガを予防できないことも多々あります。

2) 保育所は子どもが集団で過ごす場所であり、「子どもの最善の利益」とは、「保育所で過ごす子どもたちの最善の利益」でもあります。お子様は日々、集団の中で生活しているという点を認識していただき、集団保育や他の子どもたちに望ましくない影響が起こりうることはお控えください。

例：医療・宗教上の理由がない特別扱い（食事、生活習慣、感染症発症時の登園、予防接種未接種等）はできません。園の敷地内、駐車場、行事の会場等では必ず安全のルールに従ってください。他の子どもたちや家族、園職員の写真等を許可なく撮る、撮った写真や個人情報等を許可なく使用するのは禁止です。

3) お子様をお預かりする上で重要な情報（例：家庭での発熱・嘔吐等の体調不良や家庭での投薬、ご家庭や登園中に起きたケガ等）は、こちらがお尋ねしなくても、必ず毎朝、事実をお伝えください。保護者の皆さまと園の間の信頼関係の基本となり、お子様をお守りする基本となりますので、事実を隠す、事実と異なることを伝える等はなさないでください。在園中に発症した疾患、診断された疾患についても同じです。

4) お子様の成長・発達に関するできごと、私どもが気づいた点は、小さなことであっても明確にお伝えします。保護者の方にとっては、良いことばかりではなく、聞きたくないとお感じになること、認めたくないとお感じになることもあると思いますが、未就学期の気づき、特にご家庭の環境とは異なる（長時間の）集団生活の中の気づきは、お子様の育ちと将来に深く関わることも多々あります。どんな変化であれ、できる限り早く気づいて必要な対応をすることがお子様の将来の良い結果につながりま

す。

子どもが言葉で説明することが難しい場合、または言葉の説明だけでは状況をご理解いただくことが難しい場合には、必要に応じてお子様の様子をビデオ撮影します。映像は、保育士が対応を検討する目的と、保護者の方と自治体の発達支援担当者に見せる目的のみに用い、他の目的には一切使用しません。

以上の点のいずれかにつきまして、「子ども（たち）の最善の利益」という目標を果たし得ないと考えられる場合、及び／または、園と保護者の間の信頼関係構築に支障をきたす場合、または支障をきたすと予測される場合には、園としても対応を検討させていただきますこと、まずはご理解ください。